

奈良県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
若葉薬局	生駒市東菜畑一丁目二九八番地 一 メゾン東生駒YD三番館一 〇二	平成二十五年九月 三十日
村井薬局	葛城市當麻五二―四	平成二十五年九月 三十日
モリモト薬局	御所市東松本三〇 ライフ御所 店内	平成二十五年七月 一日
奈良デンタルクリニック	大和郡山市高田町一四八―四 リベルティ大和郡山〇一A号室	平成二十五年九月 三十日